

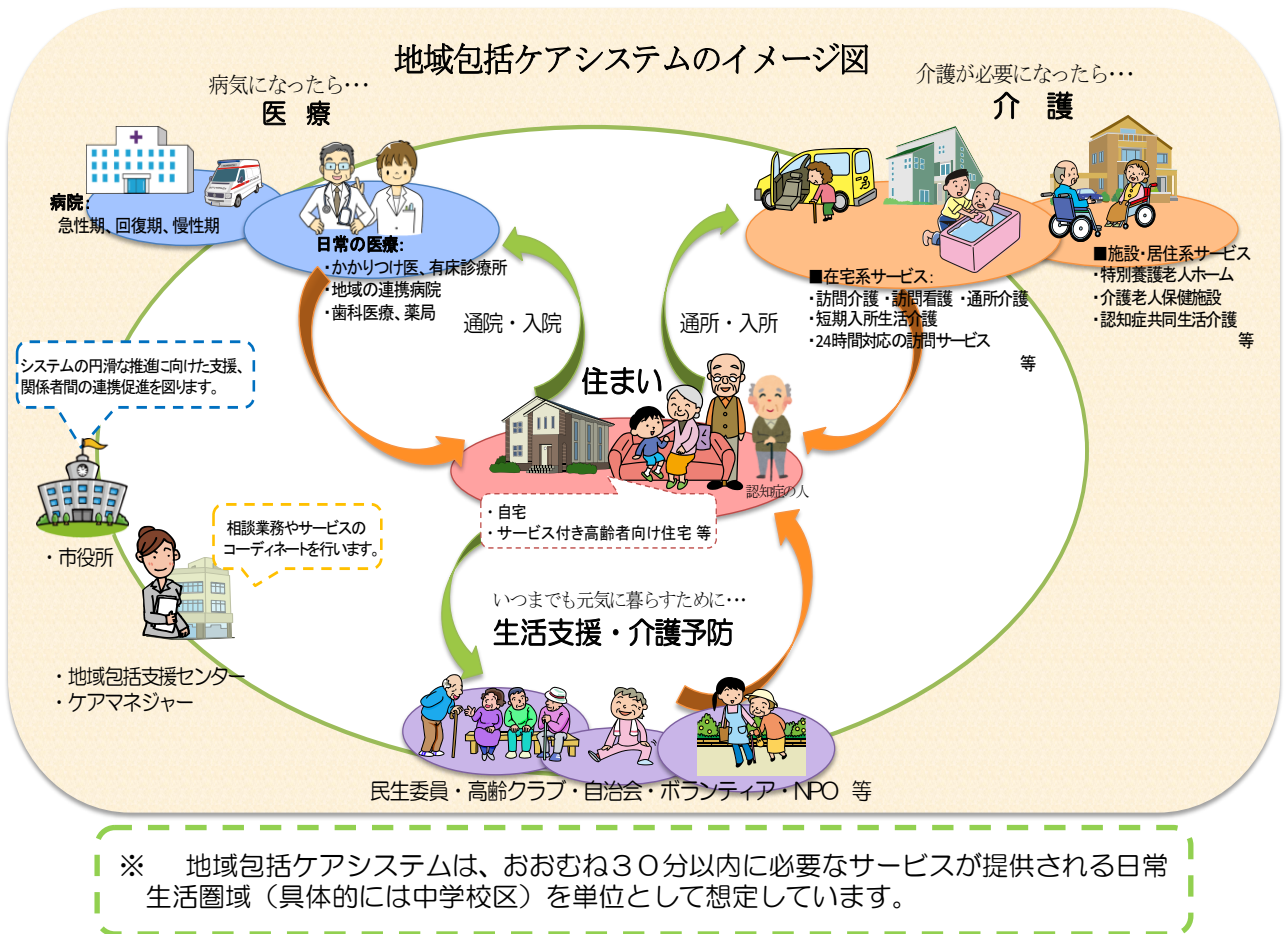
小平市地域包括支援センター事業実施方針

1 小平市の地域包括ケアシステムの構築方針

小平市では、団塊の世代が65歳を迎えたこともあり、高齢者人口が増加しています。高齢化率は21%を超えて、超高齢社会に突入しました。今後も、高齢化がさらに進行し、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）に向かって、後期高齢者の急増も予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の孤立化や、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う高齢者虐待の危険性などの問題に対して、社会全体でどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっています。

これらを受けて、小平市では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が身近な地域で一体的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムの構築を推進します。



## 2 小平市の重点的に行うべき業務の方針

地域包括支援センターは、小平市の地域包括ケアシステムの構築のために、市とともに中核的な役割を担いながら、下記の3つの取組を推進します。

### (1) 介護予防・生活支援の基盤整備

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業の整備

介護予防・日常生活支援総合事業では、生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者を始め住民が担い手として積極的に参加する支援まで、サービスの多様化を図り、高齢者の多様なニーズに応じていきます。

#### ②見守り体制の充実

地域の見守りについての普及啓発を図るとともに、地域におけるさまざまな社会資源を活用し、一人ひとりの高齢者の生活状況や意向に合わせた多様な見守りを実施していきます。地域住民や介護予防見守りボランティアなどによる緩やかな見守りから、民生委員・児童委員、給食等の宅配事業者などによる定期的な見守り、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員などによる専門的な見守りまで、多様で重層的な見守り活動を展開していきます。

多様な活動主体が連携し、地域全体で見守りを進める必要があることから、さまざまな担い手や関係機関が参加する見守りネットワークを整備します。参加団体との見守り協定を締結し、連絡会議を開催することで、情報共有と連携強化を図っていきます。

### (2) 認知症施策の推進

標準的な認知症ケアパスを作成し、医療・介護など地域の連携のもとで認知症施策を総合的に推進します。

認知症進行の予防には早い段階からの対応が効果的であることから、認知症コーディネーターを配置し、認知症アウトリーチチームと連携しながら、認知症の早期発見・早期診断を図ります。

認知症サポーター養成講座の開催や認知症高齢者と家族の交流の場の提供、認知症に関する広報・啓発に努めることで地域住民の認知症への理解やネットワークづくりを進めていきます。

認知症サポーターの養成研修受講者のうち、積極的な活動を希望する方に活動の機会を提供し、地域を支える担い手としての活動の幅を広げていく取組を進めていきます。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携を推進するための資源の現状に関する情報収集を行い、介護サービス事業者及びかかりつけ医の機能を踏まえ、病院や診療所、クリニックなどの医療機関（以下、関係機関）のリストまたはマップを作成すること等によって、市民への普及啓発や、関係機関相互の情報共有を図るとともに、在宅医療・介護連携の関係者が参加する会議や研修会の開催などを通じて、多職種に及ぶ関係機関の連携を強化します。

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者のニーズに応じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの充実と普及を図り、24時間、365日対応できる体制を構築

していきます。

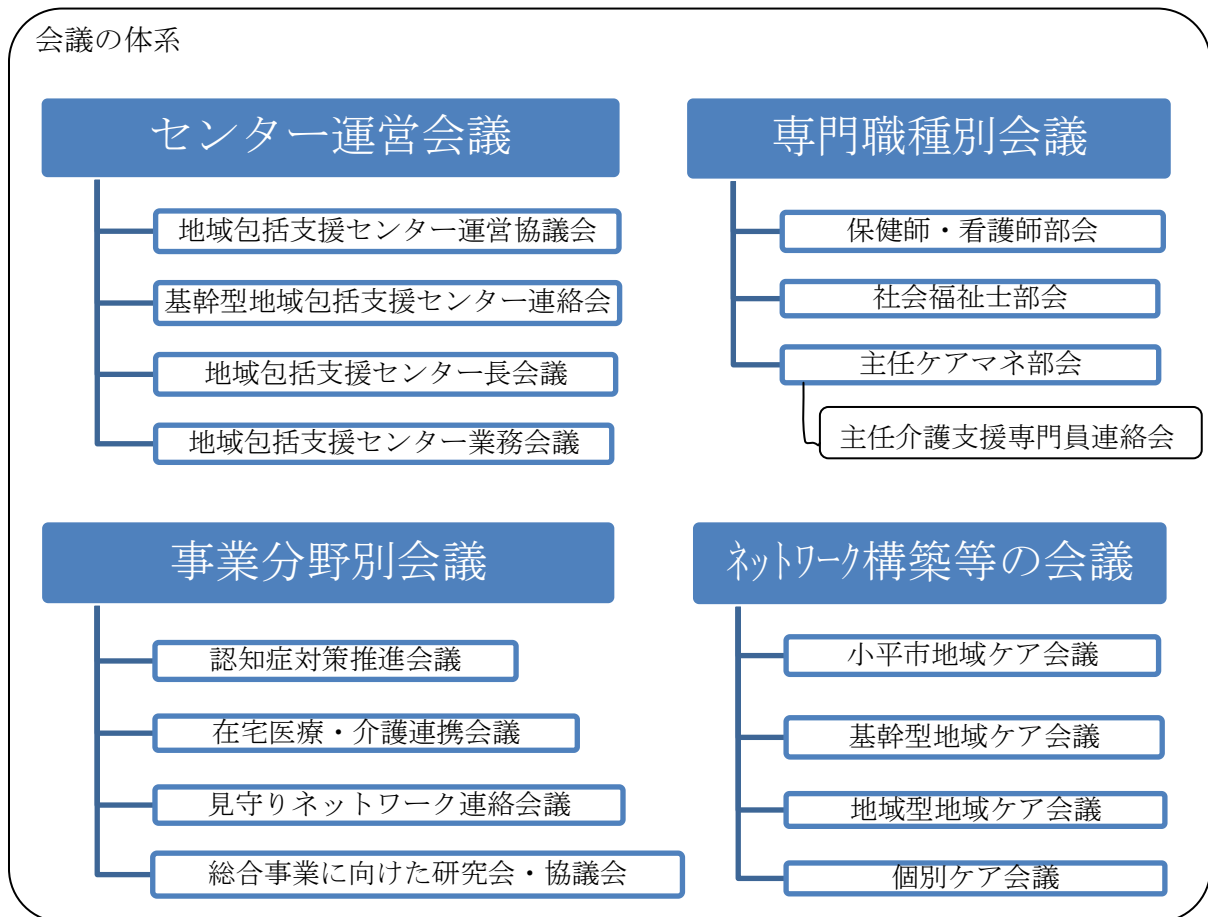
医療・介護連携に基づいた認知症施策の充実に努めていきます。

### 3 小平市との連携方針

市は、介護保険制度の運営責任者として、また、地域包括支援センターの設置主体として、地域包括支援センターと事業実施方針を共有し、その運営と活動を支援します。一方、地域包括支援センターは、地域包括ケアの実現に向け、市と連携して包括的支援事業等の適切な運営を図ることとします。

なお、基幹型地域包括支援センターは、①統括機能、②連絡調整、③後方支援、④人材育成を柱として、市と各地域包括支援センターとともに、三位一体となるような体制づくりを行います。また、市と各地域包括支援センターにおいても、統括する基幹型地域包括支援センターを中心とした連携に努めます。

これらの連携を維持、継続するために、①地域包括支援センター長会議、②地域包括支援センター業務会議、③地域包括職種別連絡会、④地域ケア会議、⑤基幹型地域包括支援センター連絡会、⑥その他の事業、等を実施していくことで、地域包括ケアシステムの推進を図っていくこととします。



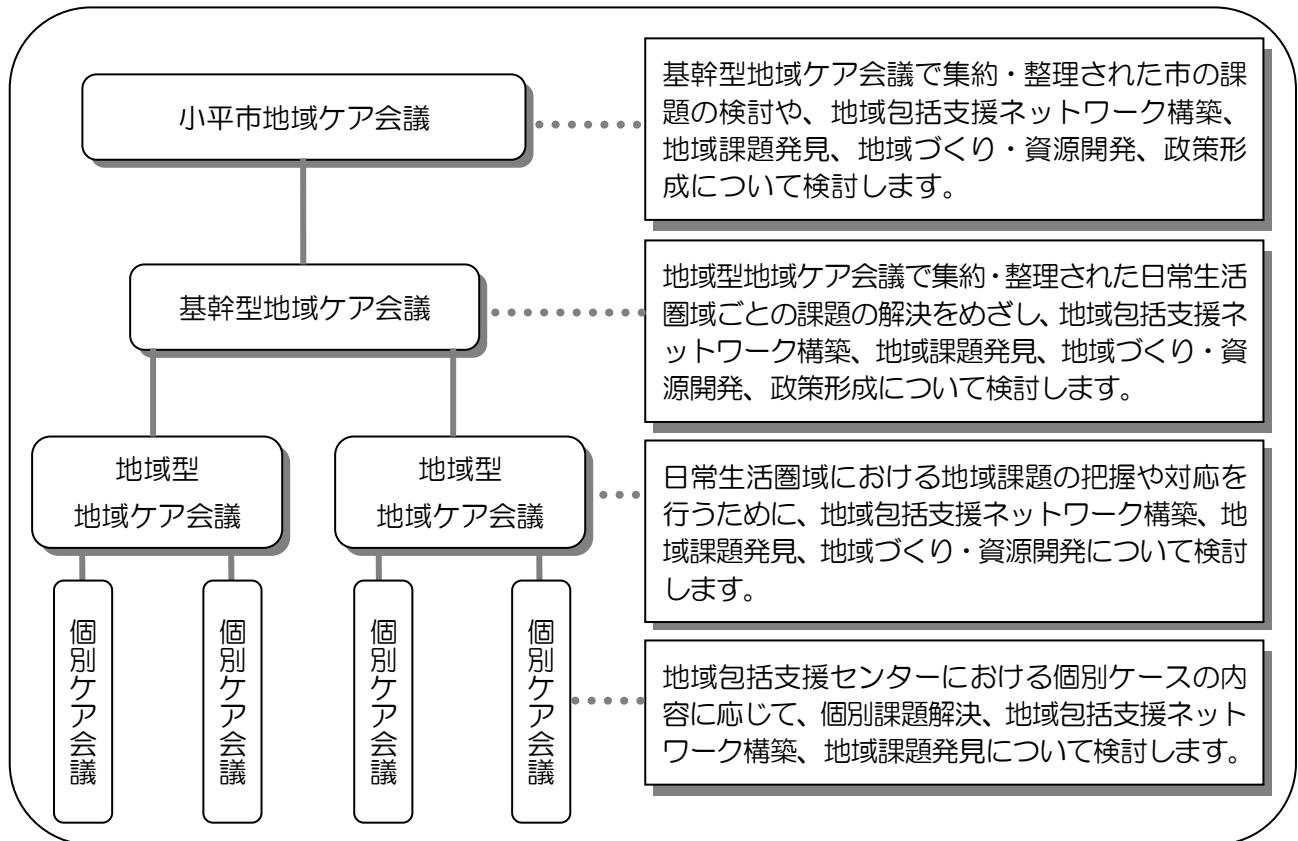
### 4 小平市の介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

高齢者等の多種多様な課題を解決するために、地域包括支援センターは、各関係機関とのネットワークにより、様々な社会資源を有効活用することで、問題解決にあた

る体制整備が必要です。

このため地域包括支援センターは、「地域ケア会議」の積極的な活用により、主体的に、各関係機関との連携や市民との協働を行うことで、ネットワークの維持や、拡充に努めていくこととします。

《地域ケア会議の概念図》



## 5 介護支援専門員等に対する支援・指導の実施方針

要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい自立した生活を送るためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援といった多様なサービスが一体的に提供されるとともに、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要です。その中核的な役割を担う介護支援専門員について、研修等を体系的に実施することにより、専門職としての専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現を目指していきます。

主任介護支援専門員については、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる専門職の養成を図ることが必要となっています。

これらを踏まえて、東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用した研修を実施し、介護支援専門員がケアプランの自己点検を実施できるようにするとともに、主任介護支援専門員が介護支援専門員のケアプランを確認することにより両者のレベルアップを目指します。また、主任介

護支援専門員連絡会や小平ケアマネ連絡会とも、意見交換や、研修会等の連携を推進します。

これらの取組を通して、市、地域包括支援センターが中心となって、介護支援専門員等に対する支援・指導を実施し、小平市全域のケアマネジメントの質の向上を目指します。

## 6 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターは、市の介護・高齢者福祉行政の一翼を担う「公共機関」であることから、公正かつ中立性が確保された事業運営を行います。これに伴い、介護保険事業運営協議会において事業の評価を行うための資料として、事業活動報告書を提出することとします。

具体的には、特定のサービスや事業所の利用に偏らない事業運営や、法人名を名乗らないなど、市民に疑念を抱かれることのないよう努め、高齢者本人がその人らしい暮らしができるよう、常に最善の対応を図ります。

## 7 その他

### (1) 個人情報の保護に関するセキュリティーの徹底

地域包括支援センターが保有する個人情報については、紙面やデータの情報に応じて、保存庫の鍵の施錠や、パスワードの漏洩などに十分に注意し、個人情報保護の徹底することとします。

### (2) 地域包括支援センター職員の人材確保

市は、東京都などが行う地域包括支援センター職員のスキルアップに繋がる研修や講演会、基幹型地域包括支援センターが行う研修等への参加促進を図りますが、地域包括支援センター設置者におきましても、研修や自己啓発の機会をとおして人材育成を図り、安定した人材の確保及び職員配置に努めることとします。